

決 定 要 旨

被 審 人（住 所） 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

（登記簿上の住所 東京都港区南青山二丁目6番18号）

（名 称） 日本アセットマーケティング株式会社

（旧名称 株式会社ジアース）

上記被審人に対する平成26年度（判）第14号金融商品取引法（以下「法」という。）違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1億0915万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年9月19日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年7月18日

金融庁長官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区南青山二丁目6番18号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社である。

被審人は、ソフトウェアの販売に当たり、実体のない販売代理業務に係る契約を締結し、当該契約に基づき仲介手数料を支払うことにより資金を販売先に還流させるとともに、当該仲介手数料に相当する金額を含めたソフトウェアの販売代金を計上することにより、売上を過大に計上した。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成24年 6月28日	第13期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	売上高が83百万円であるところを103百万円と記載	・売上の過大計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

第2

- 1 平成24年9月7日、第13期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年9月24日、342個の新株予約権を302,642,640円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、
- 2 平成24年9月7日、第13期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年9月24日、379,746株の株式を299,999,340円で取得させ、
- 3 平成25年3月1日、第13期有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年4月22日、1,300,000株の株式を1,690,000,000円で取得させ、
もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

別紙1の第2に掲げる事実につき

番号1、同2及び同3

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項、第17
6条第2項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第1項本文の規定により、被審人の第13期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (85,250円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

- ① 平成24年9月7日提出の有価証券届出書(新株予約権証券)に係る課徴金の額は、

$$302,642,640 \text{円} \times 4.5 / 100 = 13,618,918 \text{円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、13,610,000円

- ② 平成24年9月7日提出の有価証券届出書(株式)に係る課徴金の額は、

$$299,999,340 \text{円} \times 4.5 / 100 = 13,499,970 \text{円}$$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、13,490,000円

- ③ 平成25年3月1日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$1,690,000,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 76,050,000 \text{円}$$

となる。